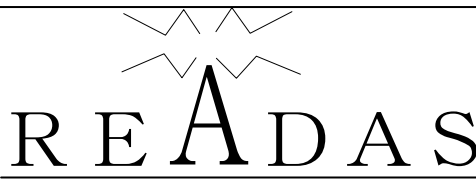


第 4410 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成24年税制改正(その他)

Q：今年度の税制改正には、どのようなものがありますか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

平成24年の税制改正大綱で盛り込まれているその他の改正には、次のようなものがあります。

- ① 特定の居住用財産の買換え・交換の見直し
譲渡資産の譲渡対価の上限が1.5億円(改正前2億円)に引き下げられた上、2年延長されます。平成24年1月1日以後譲渡より適用されます。
- ② 失業給付金には所得税が課さないこととされ、国税の滞納処分による差し押さえが禁止されます。
- ③ 源泉所得税の納期の特例
源泉所得税の納期の特例で、7月から12月までに支払った給与等及び退職所得等につき徴収した所得税の納期限が翌年1月20日(現行：1月10日)となります。また、この関係で、納期限の特例が廃止になります。
- ④ 相続税の連帯納付義務
次の場合は連帯納付義務が解除されます。
 - ・ 申告期限から5年経過した場合
 - ・ 納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合
- ⑤ 国外財産調書の提出
年末において、価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者は、国外財産調書を翌年3月15日までに税務署長に提出しなければならないこととなります。

